

令和8年6月17日
庁舎整備担当部

新庁舎2期棟の使用開始に向けた準備状況等について

1 主旨

令和8年9月18日竣工予定の新庁舎2期棟の使用開始に向けた準備状況等について報告する。

2 本庁舎等整備に係る移転計画について

2期棟竣工後、速やかに3期工事を開始するため、1期棟から2期棟への移転と3期工事において解体予定である第二庁舎、分庁舎からの移転を11月上旬までに行う。その後、二子玉川分庁舎等からの移転を令和8年12月末までに行う。約2,700人規模の大規模移転であり、限られた期間において、関係部署と協力しながら着実に遂行する。※詳細は別紙1参照

3 2期棟竣工から3期工事着手における動線について

2期棟の開設や来庁者用駐車場の移転、新たな工事区画等の設置により、本庁舎利用者の移動経路等が変更になる。総合案内や誘導サイン等により円滑な誘導を図る。※詳細は別紙2参照

4 新庁舎2期棟竣工に伴う各施設の開設スケジュールについて

場所	施設名	開設日（予定）
東棟1階	区民交流スペース・区民交流室〈西棟2階1室、東棟2階2室〉（区民利用・交流拠点施設）	11月3日
	区政情報センター	10月14日
	エフエム世田谷	11月3日
	コンビニ	10月13日
東棟2階	カフェ・レストラン	10月下旬
	飲食スペース※協定書案別紙3参照	10月下旬
東棟6階	屋上庭園（区民利用・交流拠点施設）	11月3日

5 今後のスケジュール（予定）

令和8年8月15日	区のおしらせ（2期棟竣工後部署移転の案内）
9月18日	2期棟の竣工
9月18日～11月1日	第二庁舎・分庁舎からの部署移転
10月下旬	区のおしらせ特集号（新庁舎2期棟の完成）
11月3日～23日	区民利用・交流拠点施設オープニングイベント
11月15日	区のおしらせ（二子玉川分庁舎部署移転の案内）
12月18日～31日	二子玉川分庁舎からの部署移転

世田谷区役所の一部部署が

西棟に移転します

2026年9月25日(金)～11月1日(日)

<本庁舎配置概略図(2026年11月5日以降)>



※工事期間に応じて、通行可能な歩行者動線が異なります。詳細は、区ホームページをご確認ください。



区ホームページ

2026年9月中に移転する部署

課	現在の所在地	移転先の所在地	移転先での業務開始日
学校健康推進課	西棟1階	西棟5階	9月28日(月)
施設計画課			
施設整備課			
地域振興課	西棟2階	西棟1階	

2026年10月中に移転する部署

課	現在の所在地	移転先の所在地	移転先での業務開始日
スポーツ推進課	西棟3階	西棟5階	10月5日(月)
地域行政課	西棟4階		
住民記録・戸籍課			
区民課	第2庁舎1階	西棟1階	10月13日(火)
保健福祉政策課	第2庁舎2階	西棟2階	
保健医療福祉推進課			
保険料収納課			
国保・年金課	第2庁舎2・3階		
生活福祉課	第2庁舎5階		

2026年10月中に移転する部署

課	現在の所在地	移転先の所在地	移転先での業務開始日
児童課	第2庁舎2階	西棟3階	10月19日(月)
保育課			
保育認定・調整課			
子ども・若者支援課			
子ども家庭支援課	第2庁舎3階		
生活支援課			
保健福祉課			
健康づくり課			
障害施策推進課	第2庁舎3階	西棟4階	10月26日(月)
障害者地域生活課			
障害保健福祉課			
介護保険課	ノバビル1階・2階		
高齢福祉課	ノバビル3階		
介護予防・地域支援課			

2026年11月中に移転する部署

課	現在の所在地	移転先の所在地	移転先での業務開始日
学務課	第2庁舎5階	西棟5階	11月2日(月)

※部署の名称は、2026年4月1日時点の名称です。

※上記スケジュールは、西棟へ移転する部署のみを記載しています。上記のほかに東棟等へ移転する部署もごございます。本庁舎のご案内および移転する部署の情報等については、区ホームページをご確認ください。

世田谷区役所の一部部署が

東棟に移転します

2026年9月18日(金)~12月31日(木)

<本庁舎配置概略図(2026年11月5日以降)>



※工事期間に応じて、通行可能な歩行者動線が異なります。詳細は、区ホームページをご確認ください。



区ホームページ

2026年9月中に移転する部署

課	現在の所在地	移転先の所在地	移転先での業務開始日
政策企画課	東棟4階	東棟3階	9月24日(木)
官民連携・行政手法改革担当課			
ふるさと納税対策担当課			
財政課			
広報広聴課	西棟1階	東棟4階	9月28日(月)
住宅課			
居住支援課			
街づくり課			
庁舎管理担当課	西棟2階	東棟5階	
庁舎建設担当課			

2026年10月中に移転する部署

課	現在の所在地	移転先の所在地	移転先での業務開始日
区政情報センター	第2庁舎4階	東棟1階	10月14日(水)
課税課	第2庁舎1階	東棟2階	10月19日(月)
納税課			
人事課	東棟5階	東棟3階	10月26日(月)
職員厚生課			

2026年11月中に移転する部署

課	現在の所在地	移転先の所在地	移転先での業務開始日
用地課	第二庁舎5階	東棟5階	11月2日(月)
休日・時間外受付窓口	第二庁舎B1階	東棟B1階	11月1日(日)
総務課	東棟4階	東棟3階	11月9日(月)
区政情報課			
DX推進担当課	事務センター	東棟3階	11月16日(月)

2026年12月中に移転する部署

課	現在の所在地	移転先の所在地	移転先での業務開始日
みどり政策課	二子玉川分庁舎2階	東棟5階	12月21日(月)
公園緑地課			
公園整備利活用推進課			
公共施設マネジメント課			
施設営繕第一課	二子玉川分庁舎3階		
施設営繕第二課			
都市デザイン課	二子玉川分庁舎2階	東棟4階	
防災街づくり課			
交通政策課	二子玉川分庁舎3階	東棟5階	12月28日(月)
交通安全自転車課	二子玉川分庁舎2階		
土木計画調整課	二子玉川分庁舎3階		
豪雨対策・下水道整備課			
工事第一課			
工事第二課			
都市計画課	二子玉川分庁舎2階	東棟4階	2027年1月4日(月)
建築調整課			
建築審査課			
市街地整備課			
建築安全課			
道路管理課			
道路計画課	二子玉川分庁舎3階		
道路事業推進課			
環境保全課		東棟5階	

※部署の名称は、2026年4月1日時点の名称です。

※上記スケジュールは、西棟へ移転する部署のみを記載しています。上記のほかに東棟等へ移転する部署もございます。本庁舎のご案内および移転する部署の情報等については、区ホームページをご確認ください。

〈令和8年9月18日～30日の主な動き〉

- ・2期棟竣工(9/18)
- ・移転・什器搬入開始
- ・北側道路工事(8/1～9/30)



2期竣工から3期着手における庁舎利用者等の動線

〈令和8年10月1日～31日の主な動き〉

- ・移転・什器搬入（継続）
- ・中央区道北側部分開通（10/1）
- ・新庁舎くみん窓口開始（10/13）
- ・新庁舎駐車場運営開始（10/26）



世田谷区役所東棟 2 階の飲食スペースの使用に関する協定書（案）

世田谷区役所東棟 2 階の飲食スペース（以下、「飲食スペース」という。）の使用に関して、世田谷区（以下、「甲」という。）とカフェ・レストラン運営事業者である株式会社 W A T（以下、「乙」という。）は、次の通り協定を締結する。

1 目的

本協定では、東棟 2 階に整備する飲食スペースが、区民や来庁者、カフェ・レストラン利用者等の日常に寄り添う憩いの場所として、長く親しまれる場となるよう、飲食スペースの管理及び使用方法等について必要な項目を定めることを目的とする。

2 対象となる飲食スペース

対象となる飲食スペースは、次の通りとする。

所在地 東京都世田谷区世田谷 4 丁目 2 1 番 2 7 号

位 置 世田谷区役所 東棟 2 階

面 積 3 3 9 . 5 3 m²

3 協定の有効期間

本協定の有効期間は、甲と乙の間で締結した令和 8 年〇月〇日付定期建物賃貸借契約の期間とする。定期建物賃貸借契約が効力を失ったときは、同時に効力を失うものとする。

4 利用可能日、時間

施設利用者が飲食スペースを利用できる日及び時間は以下の通りとする。

利用可能日 乙の営業日に準ずる

利用可能時間 午前 8 時～午後 1 0 時

ただし、乙の営業時間の短縮等がある場合は、庁舎の開閉時間に準ずる。

5 飲食スペースの管理

乙は、飲食スペースを、利用者が快適に利用することができるよう、以下の通り管理を行う。

(1) 甲は、飲食スペースの清掃業務を行うとともに、「管理物品一覧」の通り、飲食スペースに備える。乙は適正に物品を管理し、簡易な清掃、維持管理を随時行うものとする。また、破損亡失等あった場合には、その理由の如何を問わず、直ちに甲に申し出、その指示を仰ぐこと。

(2) 乙は、乙が提供した飲食物等の残物を回収するため、飲食スペースにごみ箱を設置すること。なお、利用者が持ち込んだごみ等については、各自持ち帰るよう周知する。

- (3) 営業時間内において、乙は、庁舎の秩序を乱す行為、及び乙の営業を妨げる行為を行う利用者若しくは行うおそれのある者がいる場合、甲及び防災センターに連絡すること。
- (4) 乙は、飲食スペース内で事故が発生した場合は、速やかに甲及び防災センターに申し出、その指示を仰ぐこと。甲は、飲食スペースの施設及び物品の瑕疵に伴う事故等に対応する。
- (5) 甲は乙による、飲食スペース内のテーブル等に、利用者に資するために必要なものを一時的に置くことを妨げない。
- (6) 甲は、乙の事業の実施にあたり、利用者への配慮のもと、飲食スペース内の写真及び動画の撮影、また、撮影物を事業広報として使用することを認める。ただし、甲が不適切と認めた場合はその撮影物の利用を制限することができる。

6 乙による飲食スペースの占有使用

乙は、次に掲げる事業を行う場合、飲食スペースを占有使用することができる。

- (1) 世田谷区役所本庁舎カフェ・レストランでの予約受付をしての飲食の提供。
- (2) 区民の地域交流等のイベントの実施。
- 2 乙は、前1項2号の事業を行う場合は、事前に甲と協議すること。
- 3 乙は、飲食スペースを占有使用する場合は、甲に使用許可申請をし、使用料を負担すること。
- 4 乙は、事業の実施にあたり必要な物品について自ら調達し、飲食スペースに設置、管理することができる。物品を設置する場合は、事前に甲と協議し、別に使用料を負担すること。
- 5 乙は、占有使用が終了したときは、その費用及び責任において飲食スペースを原状に回復すること。

7 飲食スペースの使用に当たっての運用について

飲食スペースの使用に当たっての運用については、区民や来庁者、カフェ・レストラン利用者等の快適な利用につなげるため、適宜、改善に向けて見直し、必要に応じ本協定に反映するものとする。

8 障害を理由とする差別の解消の推進に関する合理的配慮

乙は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」のとおり配慮すること。

9 誠実協議

この協定で定めのない事項について、疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙は誠意をもって協議により解決するものとする。

甲及び乙は、本協議の合意内容を十分理解したことを相互に確認し、その成立を証するため、本協定書2通を作成し、相互に保管するものとする。

令和8年〇月〇日

甲 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区
世田谷区長 保坂 展人

乙 東京都目黒区青葉台1丁目23番14号
齋藤ビル502
株式会社WAT
代表取締役 石渡 康嗣